

中津川市の総合計画

総合計画とは、市のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画をいい、中津川市では基本構想と実施計画の二層で総合計画を策定しようと考えています。

基本構想 ⇒ ①基本理念 ②市の将来都市像 ③政策の分野別体系

実施計画 ⇒ ①政策を実現するための施策別体系 ②計画推進のための事業の選択

総合計画審議会の位置付け

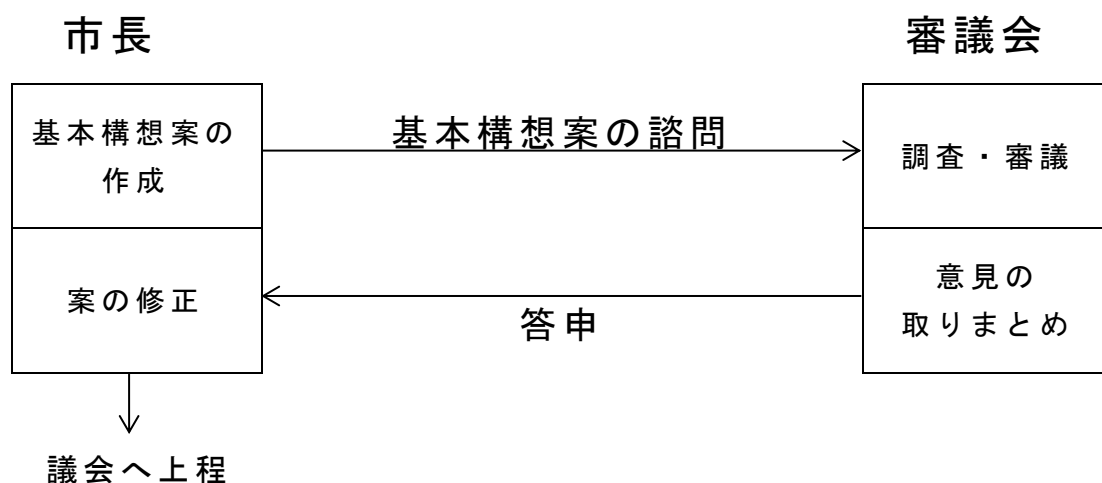
中津川市総合計画審議会は、地方自治法を制定の根拠とする「中津川市附属機関の設置等に関する条例」により市長の附属機関として設置する組織で、新たな総合計画の策定についての調査、審議及び答申に関する事務を担当します。

審議会委員は非常勤の特別職で、任期は諮問期間（諮問から答申まで）となっています。

審議会の役割

審議会の役割は、市の庁内組織が作成した基本構想の案について、市民の立場や専門的な知見から調査、審議して、必要な提言を「答申」として取りまとめ、市長に答申書を提出します。

市長はその答申を尊重し、修正すべきと判断した事項を修正して、最終的には基本構想を議会に議案として提出し、可決された場合は正式な市の基本構想となり、市はその基本構想の実現のため、実施計画を策定し事業を実施していきます。



審議会の運営

審議会では会長、副会長を選出し、会長は会務を統合・管理し、審議会を代表します。副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、会長の職務を代理します。

審議会は、委員の過半数が出席することで開催することができます。また、審議会が意思決定をする必要がある場合は、出席委員の過半数でこれを決定することになっています。なお、審議会は、審議の円滑化のため部会を設置します。部会の委員は、審議会の委員の中から会長が指名することになっています。

《参考》

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）《抜粋》

〔委員会・委員の設置〕

第一百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〔職務・組織・設置〕

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌る（つかさどる）ものとする。

○中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成 10 年 3 月 25 日条例第 2 号）《抜粋》

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 別表に定めるところにより、審議会等を設置する。

（組織）

第 3 条 審議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

別表（第 2 条―第 4 条関係）

審議会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数
中津川市総合計画審議会	総合計画の策定に関する必要事項についての調査及び審議	諮問期間	24人以内

○地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号）《抜粋》

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

○中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則（平成 10 年 5 月 20 日規則第 19 号）

（会長等）

第 3 条 審議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○中津川市総合計画審議会部会設置要綱（平成 11 年 11 月 9 日決裁）《抜粋》

（設置）

第 1 条 中津川市附属機関の設置等に関する条例に基づく中津川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の担任する事項を円滑に推進するため、審議会に部会を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、審議会の会長（以下「会長」という。）の命により、総合計画策定における特別事項を調査審議する。

（部会）

第 3 条 部会に属すべき委員は、審議会委員のうちから会長が指名する。

2 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によって定める。

3 部会長は、部会の事務を掌握する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

諮問と答申の説明（広辞苑より引用）

諮問…上司の問に答えて意見を申し述べること。下の者や識者の意見を求めること。

答申…上司の問に答えて意見を申し述べること。特に、諮問機関からの行政官庁に対する意見の具申。

（具申…上役や上級機関に対して、意見などを詳しく申し述べること。）